

# 平成30年度事業報告

## 1 目的

多摩南部成年後見センター（以下「センター」）は、自らの権利を行使したり、自らの利益を守る能力が不十分な低収入の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対し、センターが法人の成年後見人となること等により、その方の福祉の向上を図ることを目的とする。

## 2 事業実績及び主な施策

### (1) 法人後見の利用実績

平成31年3月末の受任件数は、前年度より17件増の95件となった。また、年度内の審判確定件数は35件、死亡等による後見終了が15件となった。他方、年度末で審判申立中が1件あるので、これは平成31年度早々には審判確定し受任となる見通しである。

### (2) 市民後見人の養成、活用

- ① 市民後見人の養成      基礎講習の実施主体が東京都から区市町村へ移管された平成26年度以降、センターによる実務研修、現場実習にこの基礎講習を加え、平成30年度は8人養成し、その養成者の受任件数は見込みを含め5件である。また、平成31年3月末の受任件数は、市民後見人登録者全体では27件となった。

ア 基礎講習      成年後見制度と後見人の業務に必要な知識についての講義を4～5月に8日間、全15回実施した。

イ 実務研修      後見人業務についての講義を5月～7月に8日間、全8回実施した。

ウ 現場実習      市役所、年金事務所、金融機関等の現場に出向き、申請手続き等の実践的な学習を8月～12月まで月1～2回実施した。

### ② 育成

ア フォローアップ研修      東京家裁立川支部等に協力をお願いし、成年後見制度の動向等についての研修を平成31年1月30日に実施した。

イ 定期面談      受任した市民後見人には、センターに3箇月又は4箇月ごとに後見報告を義務付け、後見業務を適切に遂行しているか後見監督人として確認を行った。また、後見業務一般、個別事案の疑義等について随時に質問・相談を受けた。

ウ 連絡会      従前から市民後見人のみの交流会を開催していたが、既に受任している市民後見人の方々から事例報告、アドバイスを受け、経験による知識などの共有化を図

る連絡会を平成30年5月11日に開催した。また、平成30年11月29日には「第三者後見人等連絡会」と称し、専門職紹介制度に登録している専門職にも参加を呼びかけて、市民後見人、専門職、センター職員との交流、事例の共有等を行う、初めての開催を実施した。

③ 引継（リレー） 法人後見のうち課題等が解決したケースを市民後見人へ引き継いだ件数は3件となった。また、センターへの申込み時点から市民後見人による新規の受任が5件となった。

### (3) 専門職紹介制度

センターが実施している専門職紹介制度は、低収入ではないなどセンターの利用要件を満たさない申込者に、専門職後見人候補者を紹介することを目的とした事業である。平成30年度の紹介件数は7件で、現在の専門職の登録者数は41人である。

### (4) 市長申立への支援

5市からの依頼は、平成24年度4件、25年度3件、26年度6件、27年度2件、28年度1件、29年度以降は0件である。

### (5) センターの利用その他に関する相談

相談件数は総件数で197件減の1,836件となった。主たる対象者は前年度同様、高齢者を対象とする相談件数が1,336件で最も多い。なお、精神障害者に関しては前年度より162件の増となった。

年度	総件数	高齢者	知的障害者	精神障害者	その他
30	1,836	1,336	72	268	160
29	2,033	1,702	67	106	158
28	1,744	1,411	72	203	58
27	1,773	1,508	64	114	87
26	1,500	1,170	34	79	217

## 3 その他施策

### (1) 5市との連絡調整及び広報・普及活動の推進

案件相談、運営連絡会及び市外ネットワーク担当者会議でセンターとの意見交換を行った。平成31年度（令和元年度）に5市による成年後見制度利用促進計画（以下「促進計

画」)を策定することから、事前準備のため昨年7月の5市及びセンターによる打合せを皮切りに、11月から3月にかけてはセンターが事務局となり、月1～2回の頻度で準備会を開催し、検討を重ねて準備を進めた。また、制度の普及や顔の見える関係づくりのため、5市各地域における成年後見利用相談会、成年後見制度の勉強会等へ積極的に参加した。

## (2) 職員等の育成

- ① センター職員研修…………… 3回
- ② センター及び5市関係職員… 12回
- ③ 外部研修参加…………… 26回

## 4 今後の課題

### (1) センター機能の拡充

促進計画施行後は、センターがいわゆる中核機関となることが見込まれるため、センターは今までの主に低収入の方に法人後見を行う組織から、従前の役割を維持しつつ、5市のあらゆる収入層の市民のうち、権利擁護や成年後見を必要とする方が相応しい成年後見等を受けることができるようにするためのけん引役となることが求められる。このことを踏まえて、31年度の促進計画策定においては円滑に検討を進め、予定通り年度内に完成できるよう事務局としての機能を十分発揮する必要がある。

### (2) 地域ネットワークの充実

センターとより緊密な関係が求められる5市の高齢、障害、生保等の福祉現場の各課、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の地域の関係機関等にセンターが直接かかわり、成年後見制度及びセンター利用について広報・普及等を行い、顔の見える良好な関係を築くことが重要である。

### (3) 法人後見からの移管

センターによる法人後見の受任余力を確保するため、当初の諸課題が整理された法人後見ケースを、市民後見人へ移管(いわゆる「リレー方式」)しているところであるが、受任件数の増加に伴い専門職への移管についても検討していく必要がある。

## 5 法人の状況(平成31年3月31日現在)

### (1) 主な事業の内容

ア 後見事務等の提供

イ 専門職後見人候補者の紹介

ウ 市民後見人候補者の養成及び紹介

エ 後見監督等への就任

オ センター事業の利用又は権利擁護に関する相談・助言等

カ 成年後見制度等に関する普及広報

(2) 事務所所在地 東京都調布市小島町3丁目69番地2、第一荒井麗峰ビル2階

(3) 基金の状況

① 基金の総額 5,000,000円

② 拠出者 調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市が均等負担

(4) 借入の状況 年度末において借入金はない。

(5) 理事及び監事の状況（平成31年3月31日現在）

理事長 田山 輝明 一般社団法人比較後見法制研究所理事長

副理事長 山本 雅章 調布市福祉健康部長

理事 木下 健治 木下法律事務所 弁護士

理事 古谷野 亘 聖学院大学心理福祉学部長兼人間福祉学部長兼心理福祉学  
研究科長 教授

理事 赤久保洋司 日野市健康福祉部長

理事 石橋 啓一 狛江市福祉保健部長

理事 井上 勝 多摩市健康福祉部長

理事 武藤 路弘 稲城市福祉部長

監事 鈴木 秀之 多摩市東寺方福祉館長（兼）東寺方地区市民ホール館長

監事 松坂 誠 一般財団法人狛江市文化振興事業団常務理事

(6) 職員の状況

区分	人数	前年度末比	平均年齢	平均勤続年数
正職員	6人	1人	44歳	6年3箇月
再雇用職員	0人	—	—	—
嘱託員	12人	0人	52歳	3年1箇月